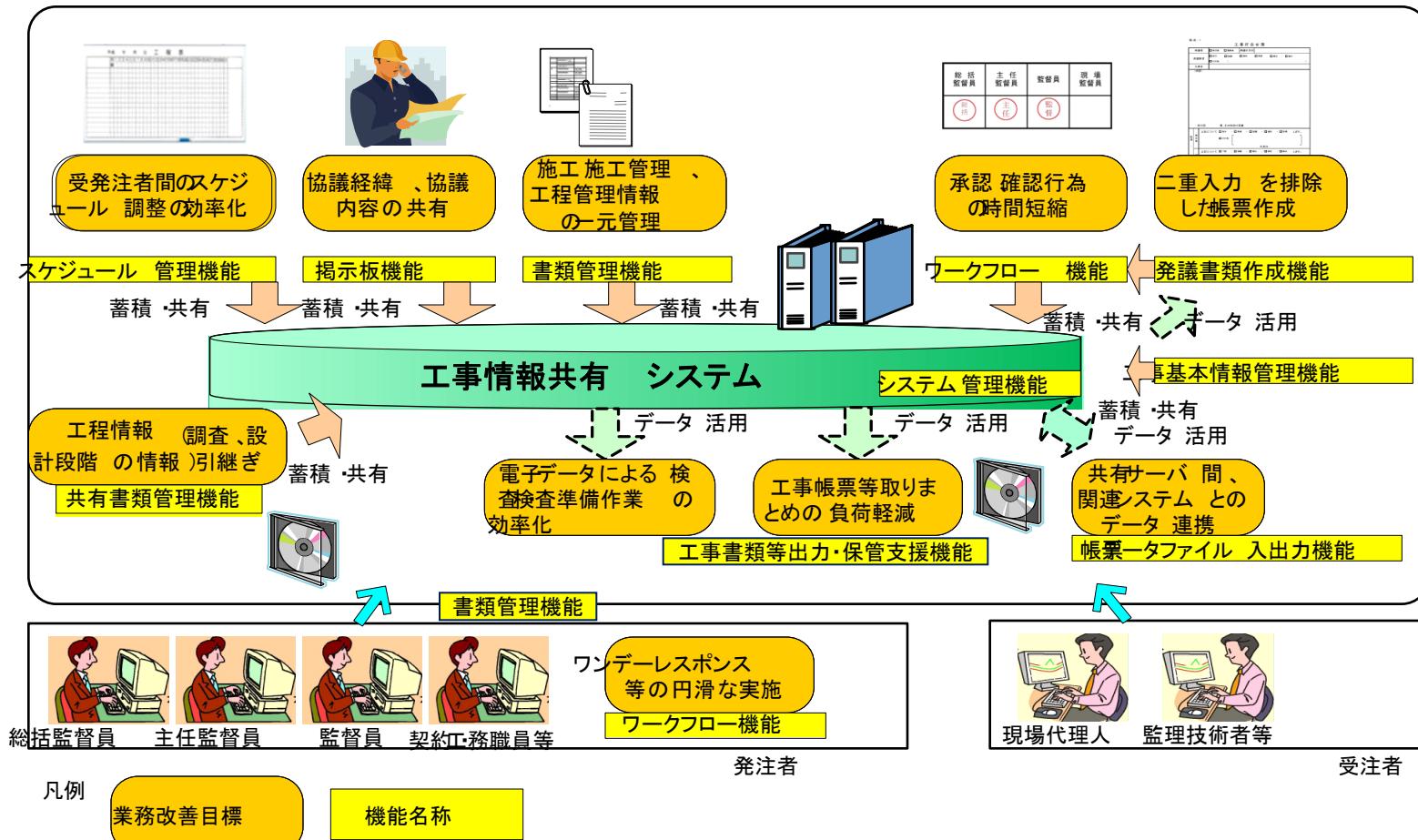


情報共有システム(ASPサービスの利用) H25年度の状況

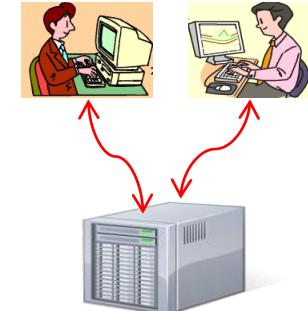
ASPとは、

公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者のことであり、ここ の事業者が提供するサービスを活用することにより効率的に情報共有する。



ASP方式

他地方整備局採用

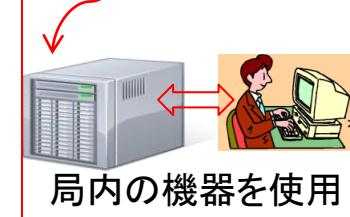


民間の機器を使用

内部サーバー方式



沖縄総合事務局



平成26年度より情報共有システムを利用する際の変更点

1. 内部サーバから外部サーバ(民間)へ移行
2. 外部サーバ使用料は清算(積み上げ清算)

- 情報共有システム(ASPサービスの利用)とは
- 情報共有システム運用の課題

1. 現機器の更新時期(耐用年数)にあたり機器更新の必要がある。
2. 国交省の情報共有システムの一般化(予定)に伴い機器の情報共有システムの使用料を「技術管理費」の率計上とする予定。
※ただし、当面は積み上げ ⇒ 清算変更



局内機器の更新は行わず外部サーバ(ASP)方式を採用する。

- 今後の予定

ASP

2/24 現在
公募手続き中



3/12 業者ヒアリング



3/26 推奨業者選定



5月上旬頃
操作等説明会



5月中旬
運用開始



現システム

国債・繰越工事等

長期使用工事のASPへのデータ移行

※現システムは当面継続使用可(2~3ヶ月)とするが機器性能の信頼上ASPへの移行を基本とする。
既存データの移行・利用方法は「選定業者」にて実施します。

情報共有システムの変更について



沖縄総合事務局

○ 契約方法・費用の計上について

1. ASP業者との契約方法

契約は発注者、工事受注者を合わせて工事受注者が一括で行う。

※ 契約業者は技術管理課で「推奨者」を特定するが、「推奨」であり「指名」ではない

2. 費用

費用は清算払とする

基本的な使用金額は、初期設定(¥0)＋月払い(¥6,900)とする。

【特記仕様書記載例】その他の特記事項電子納品(工事情報共有化)

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。なお、実施にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン(国交省)」(平成23年4月)に基づくものとする。

2. 本工事で使用する情報共有システムは、次のものを推奨する。

推奨システム名: **電腦ASPerシステム**

上記推奨システム以外の使用を希望する場合には、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件平成23年3月版(Rev3.0)」を満たす情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整えること

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行うこと

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる

5. 情報共有システムの利用料金は設計変更の対象とし、利用料金は情報共有システムへの登録料及びディスク容量等を加味した使用料とする。